

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年7月22日（平成27年（行個）諮問第122号）

答申日：平成28年5月20日（平成28年度（行個）答申第12号）

事件名：本人が受けた裁決に係る調査報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

調査報告書A及び調査報告書Bに記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年4月3日付け広管総第34号により広島国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人は意見書に資料を添付しているが、その内容は省略する。）。

（1）審査請求書

現在、部分開示された内容では、第3者に説明できるものではなく、審査請求人の目的を達成できない。

（2）意見書1

ア 本件開示請求等について

本件開示請求は、審査請求人が処分庁に対して「特定記号番号の裁決書9ページ4行目に記載された「平成5年3月23日に原処分庁の徴収担当職員に対して本件贈与が負担付贈与である旨申述した上」という内容、及び同じく6行目「平成8年6月21日に特定法人の担当者に対して本件贈与が負担付贈与と認められたために特定個人に所得税が課された旨述べている」という内容が分かる行政文書に係る個人情報」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報の対象として、調査報告書A及び

調査報告書Bに記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、平成27年4月3日付け広管総第34号により、本件対象保有個人情報には、①開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されており、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当すること、②法人その他の団体に関する情報が記載されており、当該情報は、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、同条3号イの不開示情報に該当すること、③国税不服審判所の審議・検討に関する情報が記載されており、当該情報は、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に害されるおそれがあるから、同条6号の不開示情報に該当すること、④国税不服審判所の調査及び国税庁の徴収事務に関する情報が記載されており、当該情報は、開示することにより国税不服審判所及び国税庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条7号柱書き又は同号イの不開示情報に該当することを理由に本件対象保有個人情報の一部を不開示とする開示決定（原処分）を行っている。

イ 審査請求人の主張

これに対し審査請求人は、処分庁が不開示とした部分は全て開示すべきである旨主張する。

ウ 理由

本件請求保有個人情報には、審査請求人の生活又は財産が侵害されるものが含まれている。

（ア）根拠その1

理由説明書中の「1 本件開示請求等について」より4行目に記載された「平成5年3月23日に原処分庁の徴収担当職員に対して本件贈与が負担付贈与である旨申述した」は虚偽の文章である。

審査請求人はこのような申述はしていない。

当日は、審査請求人は取引先と打ち合わせをしていた。

メモがある。もし、徴収担当職員に対して申述したのならば、このメモの前後に記録があるはずである、それが無い。真相を開示してほしい。

（イ）根拠その2

理由説明書中の「1 本件開示請求等について」より6行目に記載された「平成8年6月21日に特定法人の担当者に対して本件贈与が負担付贈与と認められたために特定個人に所得税が課された旨述べている」は虚偽の文章である。

審査請求人はこのように述べてはいない。当日は、出張業務で宇都宮にいた。業務日誌があるが、当日の日付のページには、記録が

ない。特定法人の担当者に会ったのならば、日誌に記載されているはずであるが、それがない。真相を開示してほしい。

(ウ) 根拠その3

今回の諮問事件にかかわる「国税不服審判所の裁決書」7ページ、17行目から20行目にかけて以下のような文がある。

「(へ)特定法人特定支店が平成8年6月24日付けで作成した請求人との面接に係る報告書から、請求人は、同月21日、特定法人の担当者に対し、本件贈与が負担付贈与であったため、特定個人に譲渡所得に係る所得税が課された旨述べていたことが認められる。」

上記により、審査請求人は、不利益を被り、結果、裁決書の「主文 審査請求を棄却する。」につながった。今回の事件「本人が受けた裁決に係る調査報告書の一部開示決定」の根拠の一つとなった国税不服審判所の裁決書7ページ17行目に記載された「請求人との面接に係る報告書」がキーである。

不開示のため、本当のことが不明である。真相を開示してほしい。

エ 意見

上記(ア)ないし(ウ)に述べたように、審査請求人の生活又は財産が侵害される事態となっている。このため、法14条2号口の開示情報に該当することにより、調査報告書の開示を求めるものである。

(3) 意見書2

ア 上記(2)アと同旨

イ 上記(2)イと同旨

ウ 上記(2)ウと同旨

エ 理由

本件請求保有個人情報には、調査報告書Aの内容に虚偽の記載がある。それは、「・・・特定個人には、収入がなく・・・」と記載された箇所である。そして、この箇所は不開示となっていない。当然、不開示の箇所には、この開示された情報にまつわる「いきさつ」、「必然性」等が記載されていると想定される。

しかし、特定個人には、年収約250万円(公務扶助料200万円、年金50万円、いずれも平成5年より以前からのもの)があり、その後、特定年に老人ホームに入所の折、この額は全て老人ホームに委託された。証拠は恩給局にある(別紙2 年金恩給等支払通知書、別紙3 年金振込通知書)。

「・・・特定個人には、収入がなく・・・」の情報を記載した不服審判所の調査報告書は虚偽報告である。

被告にとって、裁判を維持するためにはこの部分の情報が必要であり、このため、ここだけ開示した。この情報のソース、作成者、時期

等を個人情報と称し、非開示とすることで「うやむや」にし、開示された情報がいかにも「事実であるかのごとく」処理する行政手法は、納税者を愚弄するものである。

国税不服審判所の裁決書 7 ページ 17 行目に記載された「請求人との面接に係る報告書」がキーである。

不開示のため、本当のことが不明である。前回に続いて要請する。真相を開示してほしい。

オ 意見

1 回目から述べたように、審査請求人の生活及び財産が侵害される事態となっている。このため、法 14 条 2 号口の開示情報に該当することにより調査報告書の開示を求めるものである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、開示請求者である審査請求人が処分庁に対して「特定記号番号の裁決書 9 ページ 4 行目に記載された「平成 5 年 3 月 23 日に原処分庁の徴収担当職員に対して本件贈与が負担付贈与である旨申述した上」という内容、及び同じく 6 行目「平成 8 年 6 月 21 日に特定法人の担当者に対して本件贈与が負担付贈与と認められたために特定個人に所得税が課された旨述べている」という内容がわかる行政文書に係る個人情報」（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報の対象として、調査報告書 A 及び調査報告書 B に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、平成 27 年 4 月 3 日付け広管総第 34 号により、本件対象保有個人情報には、①開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されており、当該情報は、法 14 条 2 号の不開示情報に該当すること、②法人その他の団体に関する情報が記載されており、当該情報は、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、同条 3 号イの不開示情報に該当すること、③国税不服審判所の審議・検討に関する情報が記載されており、当該情報は、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に害されるおそれがあるから、同条 6 号の不開示情報に該当すること、④国税不服審判所の調査及び国税庁の徴収事務に関する情報が記載されており、当該情報は、開示することにより国税不服審判所及び国税庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条 7 号柱書き又は同号イの不開示情報に該当すること、を理由に本件対象保有個人情報の一部を不開示とする開示決定（原処分）を行っている。

これに対し審査請求人は、処分庁が不開示とした部分(別紙のとおり。以下「本件不開示部分」という。)は全て開示すべきである旨主張していることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 法14条2号の規定について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としている。

ただし、この不開示情報から、①法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、②人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報、③公務員等の職務の遂行に係る情報は除かれている(同号ただし書きイ、ロ、ハ)。

(イ) 本件不開示部分について

本件不開示部分のうち別紙の1-2、1-3及び2-1に掲げる部分には、審査請求人以外の特定個人の氏名又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものが記載されていることが認められる。また、その記載内容は、法14条2号ただし書により不開示情報から除かれることとなるいずれの情報にも該当しない。

したがって、別紙の1-2、1-3及び2-1に掲げる部分については、法14条2号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法14条3号イ該当性

(ア) 法14条3号イの規定について

法14条3号イは、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としている。

(イ) 本件不開示部分について

本件対象保有個人情報、国税不服審判所の職員が行った調査(以下「審判所調査」という。)の結果を報告するための行政文書であ

るところ、別紙の2-1及び2-2に掲げる部分の情報が開示されれば、特定法人等が審判所調査に応じて回答した顧客情報の内容が外部に明らかになり、これにより顧客の情報を保護しなかったとして特定法人等が故なき中傷や非難を受けるおそれがある。

したがって、別紙の2-1及び2-2に掲げる部分は、開示することにより、特定法人の機密情報が外部に明らかになるばかりか、特定法人が中傷や非難を受けるおそれもあり、そうなれば特定法人の正当な利益を害することとなるので、法14条3号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法14条6号該当性

(ア) 法14条6号について

法14条6号は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて、不開示情報としている。

(イ) 本件不開示部分について

国税不服審判所では、課税処分等に係る審査請求（以下「国税関係審査請求」という。）があった場合、国税不服審判所長が指定した担当審判官及び2名以上の参加審判官（以下「担当審判官等」という。）によって審理及び議決が行われ、国税不服審判所長はこの議決に基づいて裁決をしなければならない（国税通則法94条及び98条3項）。

本件不開示部分のうち別紙の1-3及び2-4に掲げる部分は、本件国税関係審査請求が開始された後、国税不服審判所長の裁決が出されるまでの間の、審判所調査によって認められると考えられる事実等について記載されているが、これは、いまだ国税不服審判所長が裁決をするに至っていない検討段階の極めて不確定な内容のものであると認められる。

そして、不服申立ての手続を規定した国税通則法において、裁決後に、担当審判官等の調査・審理の方針や議決・裁決の方針に係る部分が明らかにされることは、およそ予定されているとはいえない。

これは、このような情報が、審査請求に対する結論である裁決に至るまでの途中段階のものにすぎず、必ずしも裁決にそのまま反映されるとは限らないものであるから、仮にこれらの情報が明らかにされることとなると、課税処分等に係る審査請求の審査請求人等に誤解や無用の混乱を与えることとなり、ひいては国税不服審判所の

裁決の公正さ、客観性に疑いを差し挟む余地を生じさせることになりかねないと考えられるからである。

そのようなこととなれば、裁決に至る途中段階の検討内容や方針の変遷などが後日開示された場合の影響を憂慮するあまり、担当審判官等が率直な意見を述べることをちゅうちょしたり、途中段階の検討内容や方針の変遷をめぐって不当に国民の間に混乱を生じさせるなど、今後の同種の検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

したがって、別紙の1-3及び2-4に掲げる部分は、裁決後であっても開示すべきでない情報であり、法14条6号の不開示情報に該当すると認められる。

エ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 法14条7号柱書きについて

法14条7号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示情報としている。

(イ) 本件不開示部分について

本件不開示部分のうち、別紙の2-1ないし2-4に掲げる部分は、特定法人に対して審判所調査が行われ又は回答が行われた事実が記載されていることが認められる。

国税不服審判所の審理は、課税処分等に係る審査請求の審査請求人及び課税処分等を行った税務署長等（以下「当事者」という。）から提出される証拠書類等により行うことが理想であるが、それらが真実を発見するのに不十分であるとき、担当審判官は、審判所調査を行うこととしている。そして、争点である課税等要件事実の認定は、単一の証拠資料のみをもって行えることは少なく、当事者及び関係人（以下「関係人等」という。）の答述やその他の証拠資料等の複数の事実を総合的に判断し行うことが多い。

このように審判所調査や国税不服審判所における審理において、関係人等の協力は欠かせないものであるところ、法に基づく開示請求等を通じ、審判所調査に協力した事実が外部に明らかになることで世間のあらぬ中傷や非難にさらされることが想定されれば、関係人等がこれを恐れて、答述や証拠資料等の提出をちゅうちょしたり、真実に反する答述をする可能性が十分に認められる。このように、関係人等から審判所調査に対する協力や真実の答述が得られなくなると、必要な証拠収集が困難になるなど、国税不服審判所が行う審判所調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、別紙の2-1ないし2-4に掲げる部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

オ 法14条7号イ該当性

(ア) 法14条7号イについて

法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものについて、不開示情報としている。

(イ) 本件不開示部分について

本件不開示部分のうち、別紙の1-1ないし1-3に掲げる部分には、特定税務署長（以下「原処分庁」という。）が行った滞納国税の処理経過について、審判所調査により把握した事実等が記載されていることが認められる。

租税の徴収の事務は、事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であり、滞納国税の処理経過に関する情報の中には、例えば、滞納処分の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、納税者における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠ぺいをするなどのおそれがあるものがあり、また、事後の開示であっても、例えば、調査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるおそれもある。このように、租税の徴収の事務に関しては、滞納国税の処理に当たり、どのような書類が作成され、いかなる情報が記録されているかを明らかにすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、別紙の1-1ないし1-3に掲げる部分は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件不開示部分は、全て開示すべきである旨主張するが、本件不開示部分が法14条各号に規定する不開示情報のいずれかに該当することは、上記(2)のとおりであるから、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のことから、処分庁が行った原処分において、本件対象保有個人

情報の一部が法14条2号, 3号イ, 6号, 7号柱書き及び同号イに該当するとして, 一部不開示としたことは妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 補充する理由について

別紙の1-1ないし1-3に掲げる不開示部分(以下「調査報告書Aの不開示部分」という。)については, 法14条2号の不開示情報には該当せず, また, 同条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため, 以下に補充して説明する。

(2) 不開示情報該当性等について

ア 法14条2号該当性

(ア) 法14条2号の規定について

法14条2号は, 開示請求者以外の個人に関する情報であって, 当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより, 開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが, 開示することにより, なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて, 不開示情報としている。

ただし, この不開示情報から, ①法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ, 又は知ることが予定されている情報, ②人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 開示することが必要であると認められる情報及び③当該個人が公務員等である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は除かれている(法14条2号ただし書イ, ロ, ハ)。

(イ) 調査報告書Aの不開示部分について

調査報告書Aの不開示部分には, 開示請求者である審査請求人以外の特定個人の氏名又は他の情報と照合することにより, 審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものが記載されている。

しかしながら, その記載内容は, 審査請求人が申述した内容を原処分庁が記録したものであり, 本人が承知している内容であると認められることから, 法14条2号ただし書イの, 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ, 又は知ることが予定されている情報に該当するものと認められる。

したがって, 調査報告書Aの不開示部分については, 法14条2号の不開示情報に該当しないものと認められる。

イ 法14条7号柱書き該当性等

(ア) 法14条7号柱書きについて

法14条7号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であつて、開示することにより、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示情報としている。

(イ) 調査報告書Aの不開示部分について

調査報告書Aの不開示部分には、国税関係審査請求の審理の過程において、原処分庁が記録した審査請求人の申述内容から、担当審判官等がその後の審理に影響を及ぼす可能性があると判断したものを取捨選択した結果が記載されていると認められる。

国税関係審査請求に係る審判所調査の内容や検討内容等審理の過程に関する情報は非公開とされており、これが明らかにされることは予定されておらず、仮にこれらが開示された場合、審判所調査における調査事項や審判所調査の展開方法など審判所調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、審査請求人が同種の審判所調査への対応策を講じ、不正手口の巧妙化を図るなど、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、調査報告書Aの不開示部分については、法14条7号柱書の不開示情報に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のことから、調査報告書Aの不開示部分については、別紙の番号1-1ないし1-3に係る「不開示理由(法14条)」欄の「補充理由説明書」欄に記載の不開示理由が認められ、不開示としたことは結論として妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ①平成27年7月22日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年8月5日 | 審議 |
| ④同年10月13日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤平成28年4月5日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥同月20日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑦同年5月16日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑧同月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処

分庁は、調査報告書 A 及び調査報告書 B に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、別紙に掲げる 1-1 ないし 2-4 の各部分（本件不開示部分）は、法 14 条 2 号、3 号イ、6 号並びに 7 号柱書き及びイに該当するとして、一部不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、別紙の番号 1-1 ないし 1-3 に掲げる部分（調査報告書 A の不開示部分）について、法 14 条 2 号には該当しないとする一方、同条 7 号柱書きに該当するとして不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 調査報告書 A について

当審査会において見分したところ、調査報告書 A は、担当審判官等が実施した審判所調査に関する文書であり、不開示部分（別紙の番号 1-1 ないし 1-3 に掲げる部分）には、審査請求人が特定税務署にした申述について担当審判官等が収集した内容や結果など、審判所調査の内容が具体的に記載されていることが認められる。

これらの情報を開示すれば、国税不服審判所が行っている審判所調査における着眼点や調査事項、審判所調査の展開方法など審判所調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の審判所調査への対応策を講じたり、不正手口の巧妙化を図るなど、国税不服審判所が行う審判所調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当するため、同条 6 号及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 調査報告書 B について

当審査会において見分したところ、調査報告書 B は、担当審判官等が実施した審判所調査に関する文書であり、不開示部分（別紙の番号 2-1 ないし 2-4 に掲げる部分）には、審査請求人の特定法人からの借入れや審査請求人等の申告等について担当審判官等が把握した事実や関係者から収集した内容など、審判所調査の内容が具体的に記載されていることが認められる。

これらの情報を開示すれば、国税不服審判所が行っている審判所調査における着眼点や調査事項、審判所調査の展開方法など審判所調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の審判所調査への対応策を講じたり、不正手口の巧妙化を図るなど、国税不服審判所が行う審判所調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認め

られる。

また、関係者等が非難等を受けることを恐れて、答述や証拠書類等の提出をちゅうちょするなど必要な証拠収集が困難となる場合があり、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当するため、同条2号、3号イ及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

開示決定等における不開示部分とその理由の示し方については、不開示とした部分各々に明確に対応した不開示理由を示すべきところ、原処分においては、複数の不開示理由を示すだけで、各不開示部分との対応関係が示されておらず、また、各不開示理由についても、なぜ不開示情報に該当するかの説明が不十分である。さらに、上記第3の2のとおり、不開示情報該当性の判断に誤りがある。

処分庁においては、今後、開示決定等における不開示部分とその理由の示し方及び不開示情報該当性の判断について、不明確・不十分・不適切との指摘を受けることのないよう、適切な対応に留意すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ、6号並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象保有個人情報1につき、不開示とされた部分は同条6号並びに7号柱書き及びイに該当し、本件対象保有個人情報2につき、不開示とされた部分は同条2号、3号イ、6号及び7号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、各不開示とされた部分は、同条7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号、3号イ、6号及び7号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曽根玲子

別紙

番号	名称	不開示部分	不開示理由（法 14 条）	
			理由 説明書	補充理由 説明書
1-1	調査報告書 A	「調査対象書類等」及び「調査の場所」の各欄の全部並びに「調査内容」欄の2行目43文字目ないし3行目49文字目	7号イ	7号柱書き及びイ
1-2		「調査内容」欄の「○ 請求人の主たる申述等」の表の「日付」欄の「平成5年3月23日」以外の部分並びに「主張・事実等」欄の3行目2文字目ないし5行目6文字目、7行目2文字目ないし8行目6文字目及び9行目ないし22行目	2号及び7号イ	7号柱書き及びイ
1-3		「調査内容」欄の「○ 請求人の主たる申述等」の表と「《以下余白》」の間の全部	2号、6号及び7号イ	6号並びに7号柱書き及びイ
2-1	調査報告書 B	「調査対象書類等」欄の全部並びに「調査内容」欄の4行目ないし21行目及び24行目ないし26行目9文字目	2号、3号イ及び7号柱書き	同左
2-2		「調査の場所」欄の全部及び「調査内容」欄の22行目50文字目ないし23行目22文字目	3号イ及び7号柱書き	同左
2-3		「調査内容」欄の3行目14文字目ないし52文字目	7号柱書き	同左
2-4		「調査内容」欄の27行目ないし42行目	6号及び7号柱書き	同左

(注) 表中の文字数の数え方は、句読点、半角文字及び括弧も1文字と数え、空欄（スペース）は数えない。行数については、表の枠線は数えない。